

ご利用にあたって

1 財政比較分析表とは

人口規模、産業構造等の違いにより単純に比較が困難な市町村ごとの財政状況について、主要財政指標等を類似団体と比較したグラフや類似団体平均を100としたリーダーチャートで示すことにより、各市町村の財政状況を客観的かつ視覚的に把握できるようにしたものです。

※類似団体とは、人口及び産業構造等により全国の市町村を31グループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体のことをいいます。

2 各指標について

(1) 財政力指数

基準財政収入額（標準的な状態で徴収が見込まれる税収入）を基準財政需要額（合理的、妥当な水準の行政を行う場合に要する経費）で割ったもので、市町村の財政力を示し、この数値が高いほど財政力が強いこととなります。

(2) 経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の経常経費に、地方税・地方交付税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）} \\ \text{＋減収補てん債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

ア 人件費

職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる経費をいいます。市町村長等の特別職の報酬や職員給与のほか、市町村議会議員報酬や各種委員会報酬等も含んでいます。

イ 物件費

物件費とは、消費的経費（その経費の効果がその年度、又はきわめて短期間で終わるもの。）の総称であり、賃金・旅費・需用費・役務費、委託料等に要する経費です。

ウ 扶助費

扶助費とは、生活保護や高齢者・障がい者・児童対策などの社会保障に要する経費で法令等に基づいて、支出する経費です。

エ 公債費

公債費とは、地方債（償還が複数年度にわたるもの）の元金及び利子の支払いに要する経費です。

オ 補助費等

補助費等とは、法適用の公営企業に対する負担金、さまざまな団体への補助金、報償費、寄付金などの経費です。

(3)人口1人当たり人件費・物件費等決算額

平成20年度の人件費、物件費及び維持補修費の決算額を平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口で割ったものです。なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

(4)将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、この比率が350%（早期健全化基準）以上となった市町村は、財政の早期健全化を図るため、財政健全化計画を定めなければなりません。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：将来負担額※

B：充当可能基金額※

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源見込額

D：地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模（標準的な規模の収入の額）から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

※将来負担額（上記A関係）とは

①から⑧までの合計額

※充当可能基本額（上記B 関連）とは

①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

⑦連結実質赤字額

⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

(5)実質公債費比率

交付税措置のある地方債を除いた一般財源による公債費の実質的な負担割合をあらわす起債制限比率に、公営企業の元利償還金に対する繰出金などを加え、実質的な公債費の負担状況を示すもので、この指標が18%を超える場合、地方債の発行にあた

り県知事の許可が必要となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D}$$

A：元利償還金（繰上償還等を除く）

B：準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもの）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E：標準財政規模（標準的な規模の収入の額）

F：臨時財政対策債発行可能額

※実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関連）

①繰上償還を行ったもの

②借換債を財源として償還を行ったもの

③満期一括償還方式の地方債の元金償還金

④利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※「準元利償還金」（上記B関連）

①満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額

②公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金

③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、
国営事業負担金、利子補給など）

⑤一時借入金の利子

(6)人口1,000人当たり職員数

平成21年3月31日現在住民基本台帳人口1,000人当たりの職員数をあらわしており、職員数は平成21年4月1日現在となっています。

(7)ラスパイレス指数

一般行政職について、国家公務員を100とした場合の市町村職員の給与水準をあらわしています。（平成21年度地方公務員給与実態調査による）

3 「分析欄」について

分析欄については、指標ごとの経年変化等も分析のうえ、「なぜそのような数値になったのか」、「当該数値の背景にはどのような原因又は努力があるか」を明らかにするとともに、「今後、数値の改善に向けてどのような取組みを行っていくか」ということについて、「集中改革プラン」等に基づく具体的な数値目標等を織り交ぜながら各団体において要点の記入をしています。

【問合せ先】

大分県総務部市町村振興課財政班

TEL 097-506-2415